

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 ○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正 正 【公 告】 （以上県例規集登載） ○ 岡山県自然保護センターの指定管理者の募集 ○ 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館の指定管理者の募集 ○ 土地改良区役員の退任及び就任届 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ “ ” “ ” “ ” ○ 令和元年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験の実施 ○ 令和元年度障がい者対象の岡山県職員（事	危機管理課 経営支援課 自然環境課 保健福祉課 耕地課 建築指導課 人事委員会 “ ” “ ” “ ”	務）等採用試験の実施	
			担当課（室）

◎岡山県告示第三百七十七号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、令和元年度分の補助金から適用する。

令和元年八月十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

表知事直轄の組織の部岡山県地域防災力強化総合支援事業費補助金の項中「岡山県地域防災力強化総合支援事業費補助金」を「岡山県防災まちづくり総合支援事業費補助金」に、

1	防災研修会等 支援事業
2	避難訓練等支 援事業
3	地域防災リ ーダー養成・スキ ルアップ支援事 業
4	避難所共同運 営等支援事業
5	避難力強化推 進事業

を

1	防災活動学習 支援事業
2	防災研修会等 支援事業
3	防災知識等普 及啓発事業
4	地域防災リ ーダー養成・スキ ルアップ支援事 業
5	わがまちハザ ードマップ作成 支援事業
6	災害・避難力 ード等作成支援 事業
7	高齢者等避難 計画推進事業
8	避難所共同運 営等支援事業
9	避難所運営実

に改める。

業	10	業	業
業	避難訓練等支	業	業
業	援事業	業	業

令和元年 8 月 1 3 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 7 号

◎岡山県告示第三百七十八号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和元年八月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表産業労働部の部経営支援課の項42中「第8条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項43中「第9条第1項」を「第15条第1項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

〔三二三〕岡山県自然保護センター条例（平成三年岡山県条例第三十一号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和元年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県自然保護センター（以下「センター」という。）

2 所在地

和気郡和気町田賀七三〇

3 施設概要

(1) 全体面積 約一〇〇ヘクタール

(2) 施設内容 センター棟、タンチョウ飼育施設、フィールド施設、駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県自然保護センター条例施行規則（平成三年岡山県規則第五十一号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山県自然保護センター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 センターの施設の利用等の許可に関すること。

2 施設等の維持管理に関すること。

3 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。

4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

センターの管理運営に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

- (3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和元年八月十三日（火）から同年十月十一日（金）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日という。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県環境文化部自然環境課自然保護班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七三〇九（直通）

ファックス 〇八六―二二四―七五七二

電子メールアドレス sizen@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五円分（令和元年十月一日以降に郵送することとなる場合は二百十円分）の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県環境文化庁自然環境課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/page/621789.html>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和元年九月二日（月）午後一時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2(1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし

し、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

力 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (2) の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3) の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2) の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和元年十月十一日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県環境文化部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) その他センターの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和元年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するがある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六 2 (2) の場所

〔三二四〕岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成十七年岡山県条例第十八号。以下「条例」という。）第七条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和元年八月十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（以下「会館」という。）

2 所在地

岡山市北区南方二丁目一三番一号

3 施設概要

(1) 敷地面積 一七、五四六平方メートル

(2) 建築面積 六、五五九平方メートル

(3) 延床面積 二〇、七九七平方メートル

(4) 施設内容

ア 本館 福祉関係団体事務所、会議室（二一室）、県機関・指定管理施設、駐
車場等

イ 記録資料館 収蔵スペース、利用サービススペース、作業スペース等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う会館の管理の基準は、岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例（令和元年岡山県条例第四十九号）による改正後の条例、岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例施行規則及び指定管理者の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年岡山県規則第三十八号）による改正後の岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例施行規則（平成十七年岡山県規則第一百十六号）及び指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第一百三十四号）並びに別に示す岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 会館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関すること。
- 2 施設等の維持管理に関すること。

3 その他会館の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、会館の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の会館の管理運営に係る収入のほかに、会館の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

令和元年8月13日 岡山県公報 第12117号

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和元年八月十三日（火）から同年十月十一日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県保健福祉部保健福祉課地域福祉班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 ○八六―二二六―七三一七（直通）

ファックス ○八六―二三四―二四五六

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五円分（令和元年十月一日以降に郵送することとなる場合は二百十円分）の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県保健福祉部保健福祉課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/32/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和元年八月二十六日（月）午後二時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところに

よる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2(1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 会館の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近の三事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前事業年度を除く直近の三事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和元年十月十一日（金）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県保健福祉部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が会館の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (3) その他会館の業務を効率的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和元年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用することがある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六 2 (2) の場所

令和元年8月13日 岡山県公報 第12117号

〔三二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年八月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称					
滝谷池土地改良区					
二 退任及び就任役員					
退任役員	就任役員	住 所		理事	理事監
氏 名	氏 名			事 務	別
森田 義明	森田 義明	久米郡美咲町和田北一五五〇		理	事
溝口 清志	溝口 清志	大井和西四六七		理	事
横川 守	横川 守	一五三一		理	事
釣田 實義	釣田 實義	大井和東四五三		理	事
	内田 秀俊	七四五		理	事
小林 智之	小林 智之	境一七九		理	事
大天 嘉行	大天 嘉行	二〇八二		理	事
小枝 茂美	小枝 茂美	打穴上一五七三		理	事
時沢 英夫	時沢 英夫	九五		理	事
友定 正直	友定 正直	打穴里八二九		理	事
武中 建治	武中 建治	打穴北一三一七		理	事
本田 和司	本田 和司	打穴西一〇九六		理	事
小島 洋征	小島 洋征	一一五一		理	事
池口 視善		岡山市北区建部町角石谷六一		理	事
	池口 雅己	〃		理	事
梶谷 玉廣	梶谷 玉廣	久米郡美咲町打穴西二八五		監	事
芳賀 正典	芳賀 正典	大井和東一二七七		理	事
富田千代子	富田千代子	岡山市北区建部町角石谷六一四一一		理	事

令和元年 8 月 1 3 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 7 号

〔三二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年八月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字川向一〇七四―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区中撫川五九四―二ア・ラ・モード中撫川Ⅱ二〇一号

今城 聡

三 許可番号

岡山県指令建指第六四号

令和元年 8 月 1 3 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 7 号

〔三二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年八月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字南国府東三七七―八、三七七―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市日羽四三六―三七

松岡 達也

三 許可番号

岡山県指令建指第六九号

令和元年 8 月 1 3 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 7 号

〔三二八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字渕ヶ添三四四―三、三四五―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区久米二―一ベリー・オーライA二〇一

栗田 洸佑

栗田 成美

三 許可番号

岡山県指令建指第九九号

令和元年 8 月 1 3 日 岡山県公報 第 1 2 1 1 7 号

〔三二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年八月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下原字西中村九〇九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市上原七三ビレッジハウス上原三―一〇五

守安 博

三 許可番号

岡山県指令建指第一三二二号

◎岡山県人事委員会公示第八号

令和元年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和元年八月十三日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
行 政	十 名	知事部局（本庁、県民局等）等において、一般行政事務に従事する。
土 木	二 名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

昭和六十年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、昭和六十年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた者であっても受験することができない。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

試験区分	種 目	内 容
行 政	教 養 試 験	基礎的な知的能力について択一式による筆記試験を行う

	論文試験	適性検査	資格加 点	七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、業務に資する専門的技能及び知識について行う。
う。	表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。	性格、心理等について検査を行う。		
		分野	語学	
		資格・免許・検定	英語	
中国語		中国語検定試験二級以上 中国語コミュニケーション能力 検定五五〇点以上 漢語水平考試筆記試験六級一八	実用英語技能検定（英検）準一級以上 TOEIC七三〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（PBT）五五〇点以上 TOEFL（iBT）七九点以上 国際連合公用語英語検定試験A級以上	

令和元年8月13日 岡山県公報 第12117号

情 報	語 学	分 野	期 間	平成二十九年八月十三日から試験の申込みの時点まで	経営支援・会計 経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として人事委員会が認める資格）	経営支援・会計 経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として人事委員会が認める資格）	情報 経済産業省管轄の国家試験である情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験、ITパスポート試験、基本情報技術者試験及びこれらに相当する試験を除く。）及び情報処理安全確保支援士試験の合格者	情報 経済産業省管轄の国家試験である情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験、ITパスポート試験、基本情報技術者試験及びこれらに相当する試験を除く。）及び情報処理安全確保支援士試験の合格者	韓国語	○点以上 筆記試験五級一八〇点以上、口頭試験高級六〇点以上
									韓国語 上	韓国語能力試験四級以上

令和元年8月13日 岡山県公報 第12117号

四 試験の期日及び試験会場

1
第一次試験

試験の期日	試験会場
-------	------

試験区分	行政	土木
種目	口述試験	論文試験
内容	グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。	表現力、理解力、構成力、企画力、専門的知識等について記述試験を行う。
		第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

2
第二次試験

土木			
適性検査	専門試験	教養試験	基礎的な知的能力について択一式による筆記試験を行う。 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む）、材料・施工等の出題分野から択一式による筆記試験を行う。 性格、心理等について検査を行う。

令和元年8月13日 岡山県公報 第12117号

令和元年十月二十日（日曜日）		岡山会場	
東京会場		岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁本庁舎	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎
		東京都千代田区平河町二丁目六番三号 都道府県会館	

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和元年十一月二十七日（水曜日）から同年十二月三日（火曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和元年十一月六日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和元年十二月十三日（金曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

(1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。

(2) 採用者は、任命権者（岡山県知事をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和二年四月一日とする。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

(1) 平成三十一年四月採用者（大学新卒者の場合）の給料月額は、一九三、一〇〇円である。なお、職務経歴等のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算される。

(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。

2 受験申込書は、令和元年八月十三日（火曜日）から同年九月二十日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、令和元年八月十三日（火曜日）から同年九月十三日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込書等の提出書類

の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽
のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県人事委員会公示第九号

令和元年度障がい者対象の岡山県職員（事務）、市町村立小・中学校事務職員及び岡山県警察行政職員の採用試験を次のとおり実施する。

令和元年八月十三日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
岡山県職員（事務）	十一名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、事務に従事する。
市町村立小・中学校事務職員	一名	市町村立小・中学校（岡山市立であるものを除く。）等において、学校事務に従事する。
岡山県警察行政職員	一名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次に掲げる要件の全てを満たす者

(1) 平成元年四月二日から平成十四年四月一日までに生まれた者

(2) 次のいずれかの交付を受けている者

ア 身体障害者手帳

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の規定による申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の

促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書及び意見書

ウ 産業医によるイに準じる診断書及び意見書（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいに係るものを除く。）

エ 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九の指定都市の長が交付する療育手帳

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターが作成した知的障害者であることの判定書

カ 精神障害者保健福祉手帳

(3) 活字印刷文又は点字による出題に対応することができる者。ただし、点字による出題は、岡山県職員（事務）及び岡山県警察行政職員に係る試験に限る。

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

(1) 岡山県職員（事務）及び市町村立小・中学校事務職員

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

(2) 岡山県警察行政職員

口述試験

第一次個別面接、集団面接及び第二次個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
令和元年十月二十七日（日曜日）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和元年十一月二十七日（水曜日）から同年十二月三日（火曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和元年十一月八日（金曜日）	合格者の受験番号

第二次試験

令和元年十二月十三日（金曜日）

合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登録する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和二年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登録の日から一年とする。

2 給与

- (1) 平成三十一年四月採用者（新卒者）の給料月額は一五六、二〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

- 2 受験申込書は、令和元年八月十三日（火曜日）から同年九月二十五日（水曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 3 インターネットによる受験申込みは、令和元年八月十三日（火曜日）から同年九月十八日（水曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。ま

た、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六 1 (1) の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。